

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:平成31年10月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (166単位)	所要時間が20分から起算して25分を過ぎると+66単位(198単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合×93/100				1回につき+100単位
		(2) 20分以上30分未満 (249単位)									
		(3) 30分以上1時間未満 (395単位)									
		(4) 1時間以上 (577単位に30分を増すごとに+83単位)									
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (182単位)									
		(2) 45分以上 (224単位)									
	ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)										
二 初回加算 (1月につき +200単位)											
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)										
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)										
介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)										

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,256単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	災害後の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (312単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100					1月につき +574単位			
	(2) 30分未満 (469単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (819単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,122単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (297単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (264単位)	×90/100	深夜の場合 +50/100	30分以上の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	(2) 30分未満 (397単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (571単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (839単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,945単位)	准看護師による訪問がある場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算		イ及びロを算定する場合 (1回につき 0単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 292単位	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +280単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき +20単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護医療院の場合										

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (485単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (295単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (295単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (285単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (261単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (360単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (415単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (377単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (345単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (356単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (356単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (324単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (296単位)			

※ ハ(2)～(三)について、がん末期の患者及び中心動脈疾患患者については、週2回かつ月8回算定できる。



7 通所リハビリテーション費

基本部分	項目	単位	算定方法	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
基本部分	利用者の数を利用する場合は X Y Z	1日につき +30単位	7時間以上9時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の準備を行う5単位 X Y Z	1日につき +30単位	ハビテーション機体稼働料加算	入浴介助 X Y Z	介助行為 X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z		
					入浴介助 X Y Z	介助行為 X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z	ハビテーション X Y Z

※「生活行為向上ハビテーションの実施態様」を記載した算定書については、「生活行為向上ハビテーション実施算定書」と対をなす詳細であるため、告示の欄に記載した、算定構成上での「医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護・介護職員の数等の基準に満たない場合」と「理学療法士等特別強化加算」の欄に記載があるのみならず単位数を算定する。





基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																								
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満 (2) 2時間以上 3時間未満 (3) 3時間以上 4時間未満 (4) 4時間以上 5時間未満 (5) 5時間以上 6時間未満 (6) 6時間以上 7時間未満 (7) 7時間以上 8時間未満	要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
		要介護1	270単位	要介護2	135単位	要介護3	68単位	要介護4	34単位	要介護5	17単位	要介護6	8単位	要介護7	4単位	要介護8	2単位	要介護9	1単位																										
介護老人保健施設の場合	×70/100	×70/100	1日につき +30単位		3時間以上4時間未満の場合 +12単位	4時間以上5時間未満の場合 +16単位	5時間以上6時間未満の場合 +20単位	6時間以上7時間未満の場合 +24単位	7時間以上8時間未満の場合 +28単位																																				
介護老人保健施設の場合	×70/100	×70/100	1日につき +30単位		3時間以上4時間未満の場合 +12単位	4時間以上5時間未満の場合 +16単位	5時間以上6時間未満の場合 +20単位	6時間以上7時間未満の場合 +24単位	7時間以上8時間未満の場合 +28単位	要介護1以上8時間未満の場合 +50単位 要介護2以上10時間未満の場合 +100単位 要介護3以上12時間未満の場合 +150単位 要介護4以上14時間未満の場合 +200単位 要介護5以上16時間未満の場合 +250単位																																			
介護老人保健施設の場合			1日につき +30単位		3時間以上4時間未満の場合 +12単位	4時間以上5時間未満の場合 +16単位	5時間以上6時間未満の場合 +20単位	6時間以上7時間未満の場合 +24単位	7時間以上8時間未満の場合 +28単位	要介護1以上8時間未満の場合 +50単位 要介護2以上10時間未満の場合 +100単位 要介護3以上12時間未満の場合 +150単位 要介護4以上14時間未満の場合 +200単位 要介護5以上16時間未満の場合 +250単位																																			

※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等相当処遇改善加算」は、支給段階管理の対象外の算定項目

※生活行為向上ハロワの実施後ハロワケアを継続した場合の減算については、「生活行為向上ハロワケア実施加算」対象とならず評価であるため、告示の順に記載。ただし、算定補正上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合」に「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

8 短期入所生活介護費

基本部分		身体を介する活動の提供が困難な場合	日常生活の自立が困難な場合	介護職員が常駐しない場合	移動ユニットによる生活介護を行う場合	生活援助員配置等加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算	生活援助員配置加算			
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 車椅子型短期入所生活介護費	① 車椅子型短期入所生活介護費(Ⅰ) *多床室*	第1種1 477 (単位)																				
			第1種2 495 (単位)																				
			第1種3 495 (単位)																				
			第1種4 500 (単位)																				
		第2種1 497 (単位)																					
		第2種2 506 (単位)																					
	(2) 寝臥型短期入所生活介護費	① 寝臥型短期入所生活介護費(Ⅰ) *従来の個室*	第1種1 454 (単位)																				
			第1種2 454 (単位)																				
			第1種3 474 (単位)																				
			第1種4 474 (単位)																				
		第2種1 457 (単位)																					
		第2種2 466 (単位)																					
ロ ユニタ型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 車椅子型ユニット型短期入所生活介護費	① 車椅子型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) *ユニットを標準的多床室*	第1種1 1,000 (単位)																				
			第1種2 772 (単位)																				
			第1種3 772 (単位)																				
			第1種4 772 (単位)																				
		第2種1 826 (単位)																					
		第2種2 792 (単位)																					
	(2) 寝臥型ユニット型短期入所生活介護費	① 寝臥型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) *ユニットを標準的多床室*	第1種1 654 (単位)																				
			第1種2 671 (単位)																				
			第1種3 674 (単位)																				
			第1種4 672 (単位)																				
		第2種1 658 (単位)																					
		第2種2 701 (単位)																					
イ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を標準))																							
ロ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 42単位を加算)																						
	(2) 看護体制加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している場合 (1日につき 47単位を加算)																						
	(3) (1)及び(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 47単位を加算)																						
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 42単位を加算)																						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																						
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位数×83/1000)																						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位数×60/1000)																						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位数×33/1000)																						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)×0.8/100)																						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)×0.8/100)																						
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位数×27/1000)																						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位数×20/1000)																						
* サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、認知症専門ケア加算、又は、支給調整費算定の除外の算定条件																							

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		移動を行う職員の勤務時間外となる場合	利用者の数及び入所者の数等により異なる場合がある	医師、看護師等の人数に異なる場合がある	床のユニットカーに設置している等、ユニットカーにおける体制が異なる場合がある	移動員業務に算入	個別のリハビリプログラム実施に算入	認知症ケア加算	認知症行動、心理状態等の認知症ケア加算	緊急短期入所入加算	数年性認知症利用者入加算	看護事務管理加算	在宅復帰・在宅療養支援強化加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援強化加算(Ⅱ)	利用者に対して選択を行う場合		
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	<p>(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;従来型個室&gt;【基本型】</p> <p>要介護1 ( 526 ) 単位 要介護2 ( 561 ) 単位 要介護3 ( 595 ) 単位 要介護4 ( 628 ) 単位 要介護5 ( 660 ) 単位</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;従来型個室&gt;【在宅強化型】</p> <p>要介護1 ( 628 ) 単位 要介護2 ( 661 ) 単位 要介護3 ( 694 ) 単位 要介護4 ( 727 ) 単位 要介護5 ( 759 ) 単位</p> <p>c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) &lt;多床室&gt;【基本型】</p> <p>要介護1 ( 577 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p> <p>d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) &lt;多床室&gt;【在宅強化型】</p> <p>要介護1 ( 679 ) 単位 要介護2 ( 712 ) 単位 要介護3 ( 745 ) 単位 要介護4 ( 778 ) 単位 要介護5 ( 810 ) 単位</p> <p>(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;療養型老健・看護職員配置&gt;</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;従来型個室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 576 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;多床室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 628 ) 単位 要介護2 ( 661 ) 単位 要介護3 ( 694 ) 単位 要介護4 ( 727 ) 単位 要介護5 ( 759 ) 単位</p> <p>(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) &lt;療養型老健・看護オンコール体制&gt;</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;従来型個室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 576 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;多床室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 628 ) 単位 要介護2 ( 661 ) 単位 要介護3 ( 694 ) 単位 要介護4 ( 727 ) 単位 要介護5 ( 759 ) 単位</p> <p>(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) &lt;特別介護老人保健施設短期入所療養介護費&gt;</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;従来型個室&gt;</p> <p>要介護1 ( 526 ) 単位 要介護2 ( 561 ) 単位 要介護3 ( 595 ) 単位 要介護4 ( 628 ) 単位 要介護5 ( 660 ) 単位</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;多床室&gt;</p> <p>要介護1 ( 577 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p>			+240単位		+76単位						1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位		
(1) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	<p>(一) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)</p> <p>a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;ユニット型個室&gt;【基本型】</p> <p>要介護1 ( 526 ) 単位 要介護2 ( 561 ) 単位 要介護3 ( 595 ) 単位 要介護4 ( 628 ) 単位 要介護5 ( 660 ) 単位</p> <p>b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;ユニット型個室-1[在宅強化型]&gt;</p> <p>要介護1 ( 628 ) 単位 要介護2 ( 661 ) 単位 要介護3 ( 694 ) 単位 要介護4 ( 727 ) 単位 要介護5 ( 759 ) 単位</p> <p>c ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) &lt;ユニット型個室の多床室&gt;【基本型】</p> <p>要介護1 ( 577 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p> <p>d ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) &lt;ユニット型個室の多床室&gt;【在宅強化型】</p> <p>要介護1 ( 679 ) 単位 要介護2 ( 712 ) 単位 要介護3 ( 745 ) 単位 要介護4 ( 778 ) 単位 要介護5 ( 810 ) 単位</p> <p>(二) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;療養型老健・看護職員配置&gt;</p> <p>a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;ユニット型個室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 576 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p> <p>b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;多床室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 628 ) 単位 要介護2 ( 661 ) 単位 要介護3 ( 694 ) 単位 要介護4 ( 727 ) 単位 要介護5 ( 759 ) 単位</p> <p>(三) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) &lt;療養型老健・看護オンコール体制&gt;</p> <p>a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;ユニット型個室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 576 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p> <p>b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;多床室&gt;【療養型】</p> <p>要介護1 ( 628 ) 単位 要介護2 ( 661 ) 単位 要介護3 ( 694 ) 単位 要介護4 ( 727 ) 単位 要介護5 ( 759 ) 単位</p> <p>(四) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) &lt;ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費&gt;</p> <p>a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) &lt;ユニット型個室&gt;</p> <p>要介護1 ( 526 ) 単位 要介護2 ( 561 ) 単位 要介護3 ( 595 ) 単位 要介護4 ( 628 ) 単位 要介護5 ( 660 ) 単位</p> <p>b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) &lt;ユニット型個室の多床室&gt;</p> <p>要介護1 ( 577 ) 単位 要介護2 ( 610 ) 単位 要介護3 ( 643 ) 単位 要介護4 ( 676 ) 単位 要介護5 ( 708 ) 単位</p>	x97/100	x70/100	x70/100		+240単位		+200単位 (7日単位を換算)	+90単位 (7日単位を換算)	+120単位		1日につき +120単位 (要介護4以下に限る)	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	共通につき +184単位
(2) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	<p>(一) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <p>(二) 4時間以上6時間未満</p> <p>(三) 6時間以上8時間未満</p>			x97/100		+240単位				+60単位		+60単位 (要介護4以下に限る)					
注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ)																
注 療養体制維持特別加算	(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ)																
(4) 療養加算	(1) 1日につき 27単位を加算 (2) 1日につき 57単位を加算																
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費 (療養型個室以外の場合は、療養型個室のみの場合は、1日につき3単位を加算) (二) 特定治療 (1日につき3単位を加算)																
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)加 (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1,000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1,000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1,000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×2/1,000) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×80/1,000)																注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1,000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1,000)																注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対外的算定項目。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		算定方法	算定単位	1日につき 算定人数	1日につき 算定床数	1日につき 算定人員数	算定方法		算定単位		1日につき 算定人数	1日につき 算定床数	1日につき 算定人員数			
							算定方法	算定単位	算定方法	算定単位						
(1) 病棟療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室> c 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室> d 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室> e 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室> f 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	療養介護費 1. 療養介護費 2. 看護費 3. 食事費 4. 洗剤費 5. 雑費 6. 清掃費 7. 燃料費 8. 電気料 9. 水道料 10. 電話料 11. 新聞料 12. 郵便料 13. 印刷費 14. 事務費 15. 雑費 16. 燃料費 17. 電気料 18. 水道料 19. 電話料 20. 新聞料 21. 郵便料 22. 印刷費 23. 事務費 24. 雑費														
		看護費 1. 看護費 2. 看護費 3. 看護費 4. 看護費 5. 看護費 6. 看護費 7. 看護費 8. 看護費 9. 看護費 10. 看護費 11. 看護費 12. 看護費 13. 看護費 14. 看護費 15. 看護費 16. 看護費 17. 看護費 18. 看護費 19. 看護費 20. 看護費 21. 看護費 22. 看護費 23. 看護費 24. 看護費														
		a 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室> c 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室> d 病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>														
		a 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室> c 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室> d 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>														
		(2) 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室> c 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室> d 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>													
	a 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室> c 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室> d 病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>															
	(3) ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室> c ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>														
a ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室> b ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室> c ユニット型病棟療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>																
(4) ユニット型病棟療養病床経路型短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室> b ユニット型病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>															
	a ユニット型病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室> b ユニット型病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室> c ユニット型病棟療養病床経路型短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>															
(5) 特定病棟療養病床短期入所療養介護費																
(6) 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日3回を限度))																
(7) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)																
(8) 特定診療費																
(9) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)															
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)															
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)															
	サービス提供体制強化加算(Ⅳ)															
(10) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)															
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)															
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)															
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)															
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)															
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)															
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)															
※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経遇増減算を適用しない。 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増減算を適用しない。																

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (875 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60 単位	-25 単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (724 単位)							
			要介護3 (772 単位)							
			要介護4 (821 単位)							
			要介護5 (870 単位)							
			要介護1 (702 単位)							
	看護<6:1> 介護<6:1>	b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (754 単位)							
			要介護3 (804 単位)							
			要介護4 (855 単位)							
			要介護5 (906 単位)							
			要介護1 (693 単位)							
	c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護2 (743 単位)								
		要介護3 (793 単位)								
		要介護4 (843 単位)								
		要介護5 (893 単位)								
		要介護1 (779 単位)								
d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護2 (828 単位)									
		要介護3 (878 単位)								
		要介護4 (928 単位)								
		要介護5 (974 単位)								
		要介護1 (811 単位)								
e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護2 (863 単位)									
		要介護3 (914 単位)								
		要介護4 (964 単位)								
		要介護5 (1,015 単位)								
		要介護1 (800 単位)								
f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護2 (851 単位)									
		要介護3 (901 単位)								
		要介護4 (950 単位)								
		要介護5 (1,001 単位)								
		要介護1 (800 単位)								
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (598 単位)								
			要介護2 (547 単位)							
			要介護3 (595 単位)							
			要介護4 (643 単位)							
			要介護5 (693 単位)							
	b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (704 単位)								
			要介護2 (741 単位)							
			要介護3 (781 単位)							
			要介護4 (835 単位)							
			要介護5 (879 単位)							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (800 単位)	×97/100							
										要介護2 (850 単位)
										要介護3 (898 単位)
										要介護4 (946 単位)
										要介護5 (995 単位)
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (828 単位)								
										要介護2 (880 単位)
										要介護3 (930 単位)
										要介護4 (980 単位)
										要介護5 (1,031 単位)
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位)								
										要介護2 (869 単位)
		要介護3 (919 単位)								
		要介護4 (968 単位)								
		要介護5 (1,018 単位)								
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (800 単位)									
		要介護2 (850 単位)								
		要介護3 (898 単位)								
		要介護4 (946 単位)								
		要介護5 (995 単位)								
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (828 単位)									
		要介護2 (880 単位)								
		要介護3 (930 単位)								
		要介護4 (980 単位)								
		要介護5 (1,031 単位)								
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位)									
		要介護2 (869 単位)								
		要介護3 (919 単位)								
		要介護4 (968 単位)								
		要介護5 (1,018 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(850 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	(908 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,261 単位)								
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)								
注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,070) 単位	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1,084) 単位								
			要介護3 (1,144) 単位								
			要介護4 (1,211) 単位								
			要介護5 (1,311) 単位								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,123) 単位								
		要介護2 (1,159) 単位									
		要介護3 (1,251) 単位									
		要介護4 (1,311) 単位									
		要介護5 (1,411) 単位									
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,033) 単位							
			要介護2 (1,047) 単位								
			要介護3 (1,107) 単位								
			要介護4 (1,174) 単位								
			要介護5 (1,274) 単位								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,072) 単位								
		要介護2 (1,108) 単位									
		要介護3 (1,200) 単位									
		要介護4 (1,274) 単位									
		要介護5 (1,374) 単位									
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,000) 単位									
	要介護2 (1,014) 単位										
	要介護3 (1,074) 単位										
	要介護4 (1,141) 単位										
	要介護5 (1,241) 単位										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,039) 単位										
要介護2 (1,075) 単位											
要介護3 (1,167) 単位											
要介護4 (1,241) 単位											
要介護5 (1,341) 単位											
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,024) 単位									
	要介護2 (1,038) 単位										
	要介護3 (1,098) 単位										
	要介護4 (1,165) 単位										
	要介護5 (1,265) 単位										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,063) 単位										
要介護2 (1,099) 単位											
要介護3 (1,191) 単位											
要介護4 (1,265) 単位											
要介護5 (1,365) 単位											
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1,069) 単位									
	要介護2 (1,083) 単位										
	要介護3 (1,143) 単位										
	要介護4 (1,210) 単位										
	要介護5 (1,310) 単位										
b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1,108) 単位										
要介護2 (1,144) 単位											
要介護3 (1,236) 単位											
要介護4 (1,310) 単位											
要介護5 (1,410) 単位											
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (1,761) 単位	×70/100	×90/100		×90/100					
		要介護2 (1,821) 単位									
		要介護3 (1,881) 単位									
		要介護4 (1,941) 単位									
		要介護5 (2,041) 単位									
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (1,800) 単位									
	要介護2 (1,860) 単位										
	要介護3 (1,920) 単位										
	要介護4 (1,980) 単位										
	要介護5 (2,080) 単位										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	要介護1 (1,210) 単位	×97/100						
			要介護2 (1,270) 単位								
			要介護3 (1,330) 単位								
			要介護4 (1,400) 単位								
			要介護5 (1,500) 単位								
	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,144) 単位									
	要介護2 (1,210) 単位										
	要介護3 (1,270) 単位										
	要介護4 (1,330) 単位										
	要介護5 (1,400) 単位										
一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	要介護1 (1,091) 単位								
		要介護2 (1,151) 単位									
		要介護3 (1,211) 単位									
		要介護4 (1,294) 単位									
		要介護5 (1,394) 単位									
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 (1,030) 単位										
要介護2 (1,090) 単位											
要介護3 (1,150) 単位											
要介護4 (1,234) 単位											
要介護5 (1,334) 単位											
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (650) 単位										
	(二) 4時間以上6時間未満 (900) 単位										
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,200) 単位										
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)										
注: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											



10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員の人数が基準を満たさない場合	介護職員の人数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施加算	入居継続加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間管理体加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合		
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (539 単位)	×70/100	×70/100	-54 単位	1日につき +36 単位	1月につき +200 単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100 単位	1日につき +12 単位	1日につき +10 単位	1日につき +120 単位	1月につき +80 単位	1月につき +30 単位	1日につき +5 単位 (6月に1回を限度)				
	要介護2 (502 単位)			-60 単位												
	要介護3 (471 単位)			-67 単位												
	要介護4 (435 単位)			-74 単位												
	要介護5 (404 単位)			-80 単位												
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82 単位)																訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95 単位 所要時間15分以上30分未満の場合 100 単位 所要時間30分以上1時間未満の場合 201 単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86 単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 563 単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに38 単位を加算した単位数 生活援助 所要時間15分未満の場合 48 単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95 単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48 単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 118 単位 所要時間1時間15分以上の場合 261 単位 通院等乗降介助 1回につき 86 単位 他の訪問系サービス及び通院系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (636 単位) 要介護2 (602 単位) 要介護3 (571 単位) 要介護4 (535 単位) 要介護5 (504 単位)	×70/100														
ニ 通院・通所連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30 単位を加算)															
ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)															
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4 単位を加算)															
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6 単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)															
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×0.90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×0.80/100)															注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)															注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
※ 限度額	要介護1 19,299 単位 要介護2 18,200 単位 要介護3 20,399 単位 要介護4 23,344 単位 要介護5 24,443 単位															
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。																

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (別)指定福祉用具貸与に した費用の額を当該事業所の所 在地に適用される1 単位の単価 で除して得た単位数 スクリーン 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排気処理装置	車いす			
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スクリーン			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト				
自動排気処理装置				

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。  
自動排気処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)



II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,057単位) 要介護3・4・5 (1,373単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 ( 529単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 686単位 )					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 ( 317単位 )					
			要介護3・4・5 ( 411単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。



2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
		夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットが対応する体制が未整備である場合	身体拘束禁止の実施加算	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	認知症1 ( 701 単位)				-70単位						1日につき+34単位		
		認知症2 ( 686 単位)					-81単位								
		認知症3 ( 668 単位)					-86単位								
		認知症4 ( 651 単位)					-91単位								
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	認知症1 ( 686 単位)					-74単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 676 単位)					-85単位								
		認知症3 ( 659 単位)					-93単位								
		認知症4 ( 642 単位)					-98単位								
	(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) <多床室>【基本型】	認知症1 ( 672 単位)					-78単位							1日につき+34単位	
		認知症2 ( 658 単位)					-82単位								
		認知症3 ( 644 単位)					-88単位								
		認知症4 ( 628 単位)					-94単位								
	(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	認知症1 ( 622 単位)					-82単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 608 単位)					-86単位								
		認知症3 ( 594 単位)					-92単位								
		認知症4 ( 578 単位)					-98単位								
(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	認知症1 ( 686 単位)				-70単位									
		認知症2 ( 672 単位)					-81単位								
		認知症3 ( 654 単位)					-86単位								
		認知症4 ( 637 単位)					-91単位								
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <多床室>【療養型】	認知症1 ( 672 単位)					-74単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 662 単位)					-85単位								
		認知症3 ( 645 単位)					-93単位								
		認知症4 ( 628 単位)					-98単位								
(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) <療養型老健:看護サンコントロール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	認知症1 ( 672 単位)				-78単位							1日につき+34単位		
		認知症2 ( 658 単位)					-82単位								
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <多床室>【療養型】	認知症1 ( 658 単位)					-86単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 644 単位)					-92単位								
(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) <特別介護保健施設サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	認知症1 ( 654 単位)				-73単位							1日につき+34単位		
		認知症2 ( 640 単位)					-79単位								
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <多床室>	認知症1 ( 626 単位)					-84単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 612 単位)					-90単位								
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	認知症1 ( 721 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-78単位						1日につき+34単位		
			認知症2 ( 706 単位)					-89単位							
			認知症3 ( 688 単位)					-94単位							
			認知症4 ( 671 単位)					-99単位							
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	認知症1 ( 706 単位)					-80単位							1日につき+46単位
			認知症2 ( 696 単位)					-90単位							
			認知症3 ( 679 単位)					-96単位							
			認知症4 ( 662 単位)					-107単位							
	(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	認知症1 ( 692 単位)					-78単位							1日につき+34単位	
		認知症2 ( 678 単位)					-84単位								
		認知症3 ( 664 単位)					-90単位								
		認知症4 ( 648 単位)					-99単位								
	(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	認知症1 ( 642 単位)					-82単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 628 単位)					-86単位								
		認知症3 ( 614 単位)					-92単位								
		認知症4 ( 598 単位)					-98単位								
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	認知症1 ( 706 単位)				-70単位									
		認知症2 ( 692 単位)					-81単位								
		認知症3 ( 674 単位)					-86単位								
		認知症4 ( 657 単位)					-91単位								
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	認知症1 ( 692 単位)					-74単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 682 単位)					-85単位								
		認知症3 ( 665 単位)					-93単位								
		認知症4 ( 648 単位)					-98単位								
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <療養型老健:看護サンコントロール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	認知症1 ( 672 単位)				-78単位							1日につき+34単位		
		認知症2 ( 658 単位)					-82単位								
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	認知症1 ( 658 単位)					-86単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 644 単位)					-92単位								
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ) <特別介護保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>	認知症1 ( 654 単位)				-73単位							1日につき+34単位		
		認知症2 ( 640 単位)					-79単位								
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	認知症1 ( 626 単位)					-84単位							1日につき+46単位	
		認知症2 ( 612 単位)					-90単位								

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
	(3) 死亡日	
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)
ニ 再入所時受渡連携加算(※2)		(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算) 注 受渡マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 480単位を加算)
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 480単位を加算)
ヘ 退所時等支援加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	イ 試行的退所指導加算 (400単位) 注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		ロ 退所時情報提供加算 (500単位) 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		ハ 退所前連携加算 (500単位) 注 在宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)
ト 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)
チ 低栄養リスク改善加算(※2)		(1月につき 300単位を加算) 注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
リ 経口移行加算(※2)		(1日につき 28単位を加算) 注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ス 経口維持加算(1月につき)(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位) 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
ル 口腔衛生管理体制加算(※2)		(1月につき 30単位を加算) 注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ロ 口腔衛生管理加算(※2)		(1月につき 90単位を加算) 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ク 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))
カ 在宅復帰支援機能加算		(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)
ヨ かかりつけ医連携連携調整加算(※2)		(入所者1人につき1回を限度として125単位を加算)
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき118単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき118単位を算定)
		(2) 特定治療
レ 所定疾患施設療養費(※2)	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき39単位を算定)
	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき39単位を算定)
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ツ 認知症行動・心理症状対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)
ネ 認知症情報提供加算		(1回当たり 350単位を加算)
ナ 地域連携構設計画情報提供加算(※2)	在宅強化型の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)
	在宅強化型以外の場合	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)
ラ 褥瘡マネジメント加算(※2)		イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定 (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))
ム 接せつ支援加算(※2)		(1月につき 100単位を加算)
ウ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×39/100)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×29/100)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×16/100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)
	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +(3)の80/100)
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×21/100)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×17/100)

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
※ イ(4)及ロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。



注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単位数に限る。）	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他部署機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき +30単位)		
(6) 退院時指導等加算 (※3)	(一) 退院時等指導加算	① 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、480単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		② 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、480単位を算定)	
		③ 退院時指導加算 (400単位)	
		④ 退院時情報提供加算 (500単位)	
	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)		
(7) 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
(8) 低栄養リスク改善加算 (※3)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(9) 経口移行加算 (※3)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(10) 経口維持加算 (1月につき) (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(11) 口腔衛生管理体制加算 (※3)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(12) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(13) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(14) 在宅復帰支援機能加算 (※3)	(1日につき 10単位を加算)		
(15) 特定診療費 (※3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(17) 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日以内 1日につき200単位を加算)		
(18) 排せつ支援加算 (※3)	(1月につき 100単位を加算)		
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×18/1000)	所定単位数は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増算を適用しない。  
 ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施加算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 627 単位) 要介護2 ( 676 単位) 要介護3 ( 724 単位) 要介護4 ( 772 単位) 要介護5 ( 822 単位)	×95/100		-63単位 -68単位 -72単位 -77単位 -82単位 -85単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 654 単位) 要介護2 ( 706 単位) 要介護3 ( 756 単位) 要介護4 ( 807 単位) 要介護5 ( 858 単位)			-65単位 -71単位 -76単位 -81単位 -86単位			
		c 診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 645 単位) 要介護2 ( 695 単位) 要介護3 ( 745 単位) 要介護4 ( 795 単位) 要介護5 ( 845 単位)			-65単位 -70単位 -75単位 -80単位 -85単位			
		d 診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 ( 731 単位) 要介護2 ( 780 単位) 要介護3 ( 830 単位) 要介護4 ( 877 単位) 要介護5 ( 926 単位)			-73単位 -78単位 -83単位 -88単位 -93単位			
		e 診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 763 単位) 要介護2 ( 815 単位) 要介護3 ( 866 単位) 要介護4 ( 916 単位) 要介護5 ( 968 単位)			-76単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位			
		f 診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 803 単位) 要介護3 ( 853 単位) 要介護4 ( 902 単位) 要介護5 ( 954 単位)			-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位			
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 ( 549 単位) 要介護2 ( 593 単位) 要介護3 ( 637 単位) 要介護4 ( 682 単位) 要介護5 ( 725 単位)	×70/100	×95/100	-55単位 -59単位 -64単位 -68単位 -73単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 ( 656 単位) 要介護2 ( 699 単位) 要介護3 ( 743 単位) 要介護4 ( 787 単位) 要介護5 ( 831 単位)			-66単位 -70単位 -74単位 -79単位 -83単位			
		(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 750 単位) 要介護2 ( 802 単位) 要介護3 ( 850 単位) 要介護4 ( 898 単位) 要介護5 ( 947 単位)			×97/100			-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位
		(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 832 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 932 単位) 要介護5 ( 984 単位)						-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位
		(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 821 単位) 要介護2 ( 871 単位) 要介護3 ( 920 単位) 要介護4 ( 971 単位) 要介護5 ( 971 単位)						-82単位 -87単位 -92単位 -97単位 -97単位
		(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 752 単位) 要介護2 ( 802 単位) 要介護3 ( 850 単位) 要介護4 ( 898 単位) 要介護5 ( 947 単位)						-75単位 -80単位 -85単位 -90単位 -95単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 780 単位) 要介護2 ( 830 単位) 要介護3 ( 882 単位) 要介護4 ( 932 単位) 要介護5 ( 984 単位)	-78単位 -83単位 -88単位 -93単位 -98単位							
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 770 単位) 要介護2 ( 821 単位) 要介護3 ( 871 単位) 要介護4 ( 920 単位) 要介護5 ( 971 単位)	-77単位 -82単位 -87単位 -92単位 -97単位							

注 外治時費用		入院患者に対して居宅における外治を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(6) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(7) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口維持加算(1月につき) (※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)		
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
(11) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費 (※1)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(16) 排せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)			
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。



ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注			
		入院患者の数が入院患者の定員を超過する場合は	看護 介護職員の数に入院患者の定員を超過する場合は	看護 介護職員の数に入院患者の定員を超過する場合は			
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合は	乗動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに対する体制が未整備である場合は	身体拘束禁止未実施減算
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
			(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<従来型個室>			
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
			(六) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<従来型個室>			
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合は	乗動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに対する体制が未整備である場合は	身体拘束禁止未実施減算
			b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
			(三) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 経過措置型	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<従来型個室>			
	一般病院	(四) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
		(五) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<従来型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
			(六) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 経過措置型	a 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<従来型個室>			
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 ( 372 単位)	一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合は	乗動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに対する体制が未整備である場合は	身体拘束禁止未実施減算
			b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<4:1>	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
			(三) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<ユニット型個室>			
	一般病院	(四) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1>介護<6:1>	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
		(五) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<ユニット型個室>	要介護1 ( 372 単位)			
			b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 372 単位)			
			(六) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 経過措置型	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<ユニット型個室>			
注 外泊時費用		入院患者に対して宿型における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定					
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定					
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
(5) 退院時指導加算 (※1)	(一) 退院時指導加算 (400単位)	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合				
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)					
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)							
(7) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。					
(8) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。					
(9) 経口維持加算(1月につき) (※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。					
(10) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合					
(11) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。					
(12) 療養食加算 (1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))							
(13) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)							
(14) 特定診療費 (※1)							
(15) 排せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)							
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計					
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計					
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計					

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※1)を適用しない。

## 4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	
			活動を行う職員の数 勤務条件基準を 満たさない場合	入居者の数が入 所者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、歯 科医、介護師、介護 職員、介護支援専 門員の員数が規 定に満たない場 合	看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 満たない場合に ついては	有給のユニッ トリーダーをユニ ット毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制が未 整備である場合	身体拘束禁止未 実施減算	作業環境の基準 (罰下)を満たさ ない場合	作業環境の基準 (療養室)を満 たさない場合	活動を行う職員 の勤務条件に関 する基準の区分よ り加算	若年性認知症入 所者受入加算
イ	(1) I型 介護医療院 サービス費(I)	(一) I型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (688単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-70単位	-25単位	-25単位	夜間勤務等 看護(I) +23単位	+120単位
			要介護2 (807単位)					-104単位				
			要介護3 (1,061単位)					-114単位				
			要介護4 (1,141単位)					-123単位				
			要介護5 (1,230単位)					-132単位				
	(2) I型介護医療院 サービス費(II)	(一) I型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (808単位)					-81単位				
			要介護2 (916単位)					-92単位				
			要介護3 (1,181単位)					-103単位				
			要介護4 (1,290単位)					-112単位				
			要介護5 (1,340単位)					-121単位				
	(3) I型介護医療院 サービス費(III)	(一) I型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (796単位)					-80単位				
			要介護2 (903単位)					-91単位				
			要介護3 (1,134単位)					-101単位				
			要介護4 (1,241単位)					-111単位				
			要介護5 (1,320単位)					-120単位				
ロ	(1) II型 介護医療院 サービス費(I)	(一) II型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (698単位)	-65単位								
			要介護2 (747単位)	-75単位								
			要介護3 (953単位)	-95単位								
			要介護4 (1,040単位)	-104単位								
			要介護5 (1,243単位)	-123単位								
	(2) II型介護医療院 サービス費(II)	(一) II型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (683単位)	-65単位								
			要介護2 (732単位)	-75単位								
			要介護3 (938単位)	-95単位								
			要介護4 (1,025単位)	-104単位								
			要介護5 (1,228単位)	-123単位								
	(3) II型介護医療院 サービス費(III)	(一) II型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (735単位)	-74単位								
			要介護2 (841単位)	-84単位								
			要介護3 (1,046単位)	-103単位								
			要介護4 (1,134単位)	-113単位								
			要介護5 (1,232単位)	-121単位								
ハ	(1) I型特別 介護医療院 サービス費	(一) I型特別介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (740単位)	-64単位								
			要介護2 (799単位)	-74単位								
			要介護3 (960単位)	-96単位								
			要介護4 (1,052単位)	-105単位								
			要介護5 (1,137単位)	-114単位								
	(2) I型特別介護医療院 サービス費(II)	(一) II型特別介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (843単位)	-84単位								
			要介護2 (902単位)	-94単位								
			要介護3 (1,063単位)	-106単位								
			要介護4 (1,155単位)	-116単位								
			要介護5 (1,238単位)	-124単位								
	(2) II型特別 介護医療院 サービス費	(一) II型特別介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (593単位)	-59単位								
			要介護2 (684単位)	-68単位								
			要介護3 (879単位)	-88単位								
			要介護4 (963単位)	-96単位								
			要介護5 (1,037単位)	-104単位								
ニ	(1) ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費(I)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (825単位)	-83単位								
			要介護2 (930単位)	-93単位								
			要介護3 (1,165単位)	-117単位								
			要介護4 (1,267単位)	-127単位								
			要介護5 (1,374単位)	-138単位								
	(2) ユニット 型 I型介護 医療院 サービス費(II)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費(I) <ユニット型個室 的多床室>	要介護1 (835単位)	-83単位								
			要介護2 (933単位)	-93単位								
			要介護3 (1,188単位)	-117単位								
			要介護4 (1,287単位)	-127単位								
			要介護5 (1,397単位)	-139単位								
	ホ	(1) ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型 II型 介護医療院 サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (825単位)	-82単位							
				要介護2 (926単位)	-92単位							
				要介護3 (1,142単位)	-114単位							
				要介護4 (1,234単位)	-123単位							
				要介護5 (1,318単位)	-132単位							
(2) ユニット型 II型 介護医療院 サービス費(II)		(一) ユニット型 II型 介護医療院 サービス費(I) <ユニット型個室 的多床室>	要介護1 (824単位)	-82単位								
			要介護2 (924単位)	-92単位								
			要介護3 (1,142単位)	-114単位								
			要介護4 (1,234単位)	-123単位								
			要介護5 (1,318単位)	-132単位								
ヘ		(1) ユニット 型 I型特別 介護医療院 サービス費	(一) ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (774単位)	-77単位							
				要介護2 (875単位)	-88単位							
				要介護3 (1,085単位)	-108単位							
				要介護4 (1,188単位)	-118単位							
				要介護5 (1,271単位)	-127単位							
	(2) ユニット 型 II型特別 介護医療院 サービス費	(一) ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費(I) <ユニット型個室 的多床室>	要介護1 (783単位)	-78単位								
			要介護2 (878単位)	-88単位								
			要介護3 (1,084単位)	-108単位								
			要介護4 (1,179単位)	-117単位								
			要介護5 (1,261単位)	-126単位								

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導加算	ロ 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		ハ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		ニ 退所時指導加算 (400単位)	
		ホ 退所時情報提供加算 (500単位)	
		ヘ 退所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
ヌ 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)		
ル 低栄養リスク改善加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
ロ 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
ウ 経口維持加算 (1月につき)(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
カ 口腔衛生管理体制加算(※2)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
キ 口腔衛生管理加算(※2)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ク 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
コ 特別診療費(※2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき18単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ム 移行定着支援加算(※2)	(1日につき93単位を加算)		
ワ 排せつ支援加算(※2)	(1月につき 100単位を加算)		
キ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
ノ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)		
オ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

:平成31年10月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防訪問入浴介護費
  - 2 介護予防訪問看護費
  - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
  - 4 介護予防居宅療養管理指導費
  - 5 介護予防通所リハビリテーション費
  - 6 介護予防短期入所生活介護費
  - 7 介護予防短期入所療養介護費
    - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
    - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
    - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
    - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
    - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
  - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
  - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
  - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 849単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

## 2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護職員の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算 (I)	複数名訪問加算 (II)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能	×90/100											
	(2) 30分未満												(301単位)
	(3) 30分以上1時間未満												(440単位)
	(4) 1時間以上1時間30分未満												(700単位)
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100												(1,084単位)
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +284単位  30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位  30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100  事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (I)の場合 +500単位 又は (II)の場合 +250単位	
	(2) 30分未満												(380単位)
	(3) 30分以上1時間未満												(550単位)
	(4) 1時間以上1時間30分未満												(810単位)
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)											
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +300単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)											

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

## 3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	事業所の医師のリハビリテーション科の専任に係る診療を行わなかった場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1回につき -20単位	
	介護老人保健施設の場合								1回につき 292単位
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)							

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 450単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 444単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅特設学級舎管理料又は特定施設入居特設学級舎管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う場合 270単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 230単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 270単位			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 450単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位	+100単位	+15/100	+10/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 370単位			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 370単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 340単位			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 530単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 480単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 270単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 230単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 270単位				

※ ハ(2)(一)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1	(1月につき 1,721単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	減算対象月から6月以内×85/100	1月につき +240単位	-376単位	
		要支援2	(1月につき 3,634単位)							-752単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(1月につき 1,721単位)							-376単位	
		要支援2	(1月につき 3,634単位)							-752単位	
	介護医療院の場合	要支援1	(1月につき 1,721単位)							-376単位	
		要支援2	(1月につき 3,634単位)							-752単位	
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)											
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)											
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)											
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)								
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)								
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)											
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 48単位を加算)								
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 96単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 24単位を加算)								
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 48単位を加算)							
			要支援2	(1月につき 96単位を加算)							
			要支援3	(1月につき 24単位を加算)							
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 20単位を加算)								
		要支援2	(1月につき 17単位を加算)								

注：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。



6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			変動を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに對する体制が未整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者加入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (466 単位)											
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (579 単位)											
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (438 単位)											
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (545 単位)											
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (545 単位)	×97/100	×70/100	×70/100								
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (662 単位)											
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (514 単位)											
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (638 単位)											
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
ニ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
			(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ホ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
			(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)											
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)											
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)											
			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)											
			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)											
ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)											
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)											

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注			
		稼働を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超過する場合 又は 超過 の場合	医師、看護師 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準に満たな い場合	乗客のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない等ユニットア reaにおける体別 が未整備である 場合	稼働職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理状態緊急対 応加算	新年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合		
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 580 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 721 単位)											1日につき +34単位
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 762 単位)											1日につき +34単位
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 613 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 768 単位)											1日につき +34単位
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 660 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 816 単位)											1日につき +34単位
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 584 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 725 単位)											1日につき +34単位
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 777 単位)											1日につき +34単位
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 584 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 725 単位)											1日につき +34単位
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	
			要支援2 ( 777 単位)											1日につき +34単位
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 568 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		
		要支援2 ( 707 単位)											1日につき +34単位	
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 601 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		
		要支援2 ( 752 単位)											1日につき +34単位	
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 603 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		
			要支援2 ( 781 単位)										1日につき +34単位	
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 668 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 826 単位)										1日につき +34単位	
		c ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 623 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 781 単位)										1日につき +34単位	
		d ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 668 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 826 単位)										1日につき +34単位	
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 809 単位)										1日につき +34単位	
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 809 単位)										1日につき +34単位	
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 809 単位)										1日につき +34単位	
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 651 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		1日につき +46単位
			要支援2 ( 809 単位)										1日につき +34単位	
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 611 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		
		要支援2 ( 764 単位)											1日につき +34単位	
	b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 611 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位		
		要支援2 ( 764 単位)											1日につき +34単位	

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
(3)療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき18単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき18単位を算定)
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×17/1000)
		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
		注 所定単位は、(1)と(5)(8)までにより算定した単位数の合計

注 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	注		注		注		注		注		注		注		注				
	実施を行う職員が当該施設中業務を遂行しない場合	前掲者の数又は入居者の数の合計数が当該施設の職員を超過する場合は、又は	看護、介護職員の数に満たない場合は、又は	看護職員が標準に定められた看護職員の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は	医師が標準に定められた医師の数に満たない場合は、又は			
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<E1>介護<E1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)																
		要支援2 ( 659 単位)																	
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 553 単位)																
		要支援2 ( 687 単位)																	
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<E1>介護<E1>	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 543 単位)																
		要支援2 ( 677 単位)																	
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 581 単位)																
		要支援2 ( 739 単位)																	
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<E1>介護<E1>	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養機能強化型>	要支援1 ( 614 単位)																
		要支援2 ( 769 単位)																	
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 602 単位)																
		要支援2 ( 757 単位)																	
(四) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<E1>介護<E1>	g 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <従来型個室>	要支援1 ( 494 単位)																	
	要支援2 ( 613 単位)																		
	h 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ) <療養機能強化型>	要支援1 ( 509 単位)																	
	要支援2 ( 634 単位)																		
(五) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 看護<E1>介護<E1>	i 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅷ) <従来型個室>	要支援1 ( 553 単位)																	
	要支援2 ( 699 単位)																		
	j 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅸ) <療養機能強化型>	要支援1 ( 573 単位)																	
	要支援2 ( 716 単位)																		
(六) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) 看護<E1>介護<E1>	k 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅹ) <従来型個室>	要支援1 ( 477 単位)																	
	要支援2 ( 596 単位)																		
	l 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅺ) <療養機能強化型>	要支援1 ( 539 単位)																	
	要支援2 ( 676 単位)																		
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<E1>介護<E1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)																
		要支援2 ( 668 単位)																	
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<E1>介護<E1>	b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 591 単位)																
		要支援2 ( 740 単位)																	
(3) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>	a ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 607 単位)																
		要支援2 ( 764 単位)																	
	(二) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A>	b ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 635 単位)																
		要支援2 ( 792 単位)																	
(三) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B>	c ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニタ型個室>	要支援1 ( 625 単位)																	
	要支援2 ( 792 単位)																		
(四) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニタ型個室の多床室>	d ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニタ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)																	
	要支援2 ( 764 単位)																		
(五) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A>	e ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <ユニタ型個室の多床室>	要支援1 ( 635 単位)																	
	要支援2 ( 792 単位)																		
(六) ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B>	f ユニタ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <ユニタ型個室の多床室>	要支援1 ( 625 単位)																	
	要支援2 ( 792 単位)																		
(4) ユニタ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>	a ユニタ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>	要支援1 ( 607 単位)																
		要支援2 ( 764 単位)																	
(二) ユニタ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室>	b ユニタ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室>	要支援1 ( 607 単位)																	
	要支援2 ( 764 単位)																		
(5) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日3回を限度))																			
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																		
(7) 特定診療費																			
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 1.8単位を加算)																		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 1.2単位を加算)																		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 0.6単位を加算)																		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 0.6単位を加算)																		
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)																		
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)																		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)																		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)×90/100)																		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)×80/100)																		
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)																		
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)																		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師待機室減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	(一) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 509 単位)	×70/100	診療所設備基 準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 639 単位)						
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 536 単位)						
			要支援2 ( 666 単位)						
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 527 単位)						
			要支援2 ( 657 単位)						
	d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 ( 566 単位)							
		要支援2 ( 717 単位)							
	e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 598 単位)							
		要支援2 ( 749 単位)							
	f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 587 単位)							
		要支援2 ( 738 単位)							
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 ( 591 単位)	×97/100					
			要支援2 ( 744 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 ( 618 単位)						
			要支援2 ( 771 単位)						
	(三) ユニット型診療所介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 ( 609 単位)						
			要支援2 ( 762 単位)						
(四) ユニット型診療所介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 591 単位)							
		要支援2 ( 744 単位)							
(五) ユニット型診療所介護 予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 618 単位)							
		要支援2 ( 771 単位)							
(六) ユニット型診療所介護 予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 609 単位)							
		要支援2 ( 762 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算									
(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)									
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算									
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)									
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算									
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)									
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)									
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)									
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)									
(8) 介護職員等特定処遇改善加算									
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)									
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)									

注  
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

注  
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 815 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 ( 977 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 922 単位)							
			要支援2 ( 1,077 単位)							
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 752 単位)						
			要支援2 ( 922 単位)							
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 ( 810 単位)							
	要支援2 ( 1,001 単位)									
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 730 単位)							
		要支援2 ( 894 単位)								
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 788 単位)							
		要支援2 ( 974 単位)								
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 718 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	-12単位		
			要支援2 ( 878 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 775 単位)							
要支援2 ( 958 単位)										
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 658 単位)							
		要支援2 ( 819 単位)								
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 765 単位)								
	要支援2 ( 921 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 566 単位)								
		要支援2 ( 727 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 624 単位)								
		要支援2 ( 806 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 942 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
			要支援2 ( 1,098 単位)							
		b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 942 単位)							
			要支援2 ( 1,098 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室の多床室>	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>						要支援1 ( 834 単位)	
			要支援2 ( 1,027 単位)							
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 834 単位)									
要支援2 ( 1,027 単位)										
									×97/100	片道につき +184単位

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)	
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	基本部分	要支援1(1)	572										
(一) Ⅱ型介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (Ⅰ)	a Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型償還>	要支援1(1)	572										
	b Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型償還>	要支援1(1)	572										
(二) Ⅰ型介護 多機能型介護 療養型介護 (Ⅱ)	a Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型償還>	要支援1(1)	568										
	b Ⅰ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要支援1(1)	624										
(三) Ⅲ型介護 多機能型介護 療養型介護 (Ⅲ)	a Ⅲ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型償還>	要支援1(1)	560										
	b Ⅲ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要支援1(1)	616										
(1) Ⅱ型介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (1日につき2回)	a Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型償還>	要支援1(1)	564										
	b Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要支援1(1)	620										
(2) Ⅱ型介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (1日につき3回)	a Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型償還>	要支援1(1)	560										
	b Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要支援1(1)	616										
(3) 特別介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (1日につき2回)	a Ⅱ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型償還>	要支援1(1)	620										
	b Ⅱ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要支援1(1)	676										
(4) ユニット型 Ⅱ型介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (1日につき2回)	a ユニット型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型償還>	要支援1(1)	656										
	b ユニット型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型償還の多床型>	要支援1(1)	712										
(5) ユニット型 Ⅱ型介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (1日につき2回)	a ユニット型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型償還>	要支援1(1)	652										
	b ユニット型Ⅱ型介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型償還の多床型>	要支援1(1)	708										
(6) ユニット型 特別介護 療養型介護 多機能型介護 療養型介護 (1日につき2回)	a ユニット型Ⅱ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型償還>	要支援1(1)	616										
	b ユニット型Ⅱ型特別介護療養型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型償還の多床型>	要支援1(1)	672										
(7) 療養費加算	(1)日につき 8単位を加算(1日に3回を限度)												
(8) 緊急時施設診療費	緊急時施設診療費												
(9) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1)日につき 3単位を加算 (1)日につき 4単位を加算											
(10) 特別療養費(Ⅱ)	特別療養費(Ⅱ)												
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1)日につき 3.8単位を加算 (1)日につき 3.2単位を加算 (1)日につき 2.2単位を加算 (1)日につき 3.8単位を加算 (1)日につき 6.8単位を加算											
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)日につき、所定率×26/1,000 (1)日につき、所定率×19/1,000 (1)日につき、所定率×10/1,000 (1)日につき、所定率×10/1,000 (1)日につき、所定率×10/1,000											
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	(1)日につき、所定率×10/1,000 (1)日につき、所定率×15/1,000 (1)日につき、所定率×15/1,000											

※ 夜間勤務手当加算を適用する場合、夜間勤務手当加算を適用しない。  
※ (3)及び(5)を適用する場合、(3)を適用しない。



8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注										
	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 181 単位)		-18単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)	要支援2 ( 310 単位)		-31単位								指定訪問介護 -1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,054単位 -1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位 -1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者(要支援2である者に限る。) 3,344単位 指定通所介護 -要支援1 1,459単位 -要支援2 3,053単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100(介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) -介護予防福祉用具費と介護予防の福祉用具費と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの。 ※総合事業(「指定第一号訪問事業」)によるものがある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの。 ※総合事業(「指定第一号通所事業」)によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでに算定した単位数の合計									
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)	注 所定単位は、イからロまでに算定した単位数の合計									

※ 限度額 要支援1 5,032単位  
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具費

基本部分	注	注	注
	特別地域介護予防福祉用具費と加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具費 (指指定介護予防福祉用具費に算した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 車いす スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算。 (個々の用具ごとに算定費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算。 (個々の用具ごとに算定費の2/3を限度)

「特別地域介護予防福祉用具費と加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(431単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

:平成31年10月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注								
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,680 単位)	×98/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
		要介護2 ( 10,138 単位)									-62単位						
		要介護3 ( 16,833 単位)									-111単位						
		要介護4 ( 21,293 単位)									-184単位						
		要介護5 ( 25,752 単位)									-233単位						
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,287 単位)									事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 ( 12,946 単位)									-91単位						
		要介護3 ( 19,762 単位)									-141単位						
		要介護4 ( 24,361 単位)									-216単位						
		要介護5 ( 29,512 単位)									-266単位						
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,680 単位)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位									
	要介護2 ( 10,138 単位)	-62単位															
	要介護3 ( 16,833 単位)	-111単位															
	要介護4 ( 21,293 単位)	-184単位															
	要介護5 ( 25,752 単位)	-232単位															
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																	
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であつて訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																	
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																	
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)																
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)																
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからトまでに算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)																

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,013単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 379単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 578単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 778単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,751単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2-2 地域密着型通所介護費

事業区分		利用者の数 が利用定員 を越える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合	2時間以上3時 間未満の通 所介護を行う 場合	3時間以上5時 間未満の通 所介護の前後に 日常生活上の 援助を行う場合	在宅型地域 密着型通所 介護を行う場 合	生活相談員 配置等加算	中山間地域 等に存在する 第一号介護 提供加算	入浴介助を 行った場合	多重利用者 の子体加算	18歳未満の 上乗せ加算	認知機能測 定加算(Ⅰ)	認知機能測 定加算(Ⅱ)	FCL観望等 加算(Ⅰ)	FCL観望等 加算(Ⅱ)	認知加算	認知加算加 算利用者成 入加算	介護改善等 加算	介護スケー リング加算	口腔機能向 上加算	認知症認知 対策加算	介護介助特 別加算	事業区分一 等に該当する 地域密着型 通所介護を行う 場合	事業区分に 該当しない 場合			
イ	(1) 3時間以上4時間未満	単位数：1.000単位 単位数：1.000単位 単位数：1.000単位 単位数：1.000単位 単位数：1.000単位																									
	(2) 4時間以上5時間未満	単位数：1.428単位 単位数：1.428単位 単位数：1.428単位 単位数：1.428単位 単位数：1.428単位		x70/100																							
	(3) 5時間以上6時間未満	単位数：1.857単位 単位数：1.857単位 単位数：1.857単位 単位数：1.857単位 単位数：1.857単位					在宅型通所介護事業区分の単位数に算入する場合、FCL観望等加算(Ⅰ)×0.75とする。																				
	(4) 6時間以上7時間未満	単位数：2.286単位 単位数：2.286単位 単位数：2.286単位 単位数：2.286単位 単位数：2.286単位	x70/100	x70/100			在宅型通所介護事業区分の単位数に算入する場合、FCL観望等加算(Ⅰ)×0.75とする。	18歳未満 +13単位	18歳未満 +50単位	18歳未満 +45単位	18歳未満 +40単位	18歳未満 +35単位	18歳未満 +30単位	18歳未満 +25単位	18歳未満 +20単位	18歳未満 +15単位	18歳未満 +10単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位	18歳未満 +5単位
	(5) 7時間以上8時間未満	単位数：2.714単位 単位数：2.714単位 単位数：2.714単位 単位数：2.714単位 単位数：2.714単位																									
	(6) 8時間以上9時間未満	単位数：3.143単位 単位数：3.143単位 単位数：3.143単位 単位数：3.143単位 単位数：3.143単位																									
ロ	(1) 3時間以上5時間未満	計1,010分単位数																									
	(2) 6時間以上9時間未満	計1,010分単位数																									
サービス提供形態 強化加算		(1) サービス提供形態強化加算(Ⅰ)4 (2) サービス提供形態強化加算(Ⅱ)10 (3) サービス提供形態強化加算(Ⅲ)10 (4) サービス提供形態強化加算(Ⅳ)10 (5) サービス提供形態強化加算(Ⅴ)10 (6) サービス提供形態強化加算(Ⅵ)10 (7) サービス提供形態強化加算(Ⅶ)10 (8) サービス提供形態強化加算(Ⅷ)10 (9) サービス提供形態強化加算(Ⅸ)10 (10) サービス提供形態強化加算(Ⅹ)10																									
介護職員処遇 改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)1 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)1 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)1 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)1 (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)1 (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)1 (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)1 (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)1 (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)1																									
介護職員処遇 改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)1 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)1 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)1 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)1 (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)1 (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)1 (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)1 (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)1 (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)1																									
介護職員処遇 改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)1 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)1 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)1 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)1 (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)1 (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)1 (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)1 (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅸ)1 (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅹ)1																									

3 認知症対応型通所介護費

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
項目			利用者の認知症の程度(介護職員)による	認知症の程度(介護職員)による	20時間以上の3時間未満の認知症の程度(介護職員)による	16時間以上の3時間未満の認知症の程度(介護職員)による	12時間以上の3時間未満の認知症の程度(介護職員)による	8時間以上の3時間未満の認知症の程度(介護職員)による	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算	認知症対応型通所介護加算
(1) 認知症対応型通所介護費(1)	①	3時間以上4時間未満	媒介費1 ( )単位	×63/100	※	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき +45単位	1日につき +60単位	1日につき +75単位	1日につき +90単位	1日につき +105単位	1日につき +120単位	1日につき +135単位	1日につき +150単位	1日につき +165単位	1日につき +180単位	
			媒介費2 ( )単位																
			媒介費3 ( )単位																
			媒介費4 ( )単位																
			媒介費5 ( )単位																
		4時間以上5時間未満	媒介費1 ( )単位																
			媒介費2 ( )単位																
			媒介費3 ( )単位																
			媒介費4 ( )単位																
			媒介費5 ( )単位																
		5時間以上6時間未満	媒介費1 ( )単位																
			媒介費2 ( )単位																
			媒介費3 ( )単位																
			媒介費4 ( )単位																
			媒介費5 ( )単位																
	6時間以上7時間未満	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
		媒介費5 ( )単位																	
	7時間以上8時間未満	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
媒介費5 ( )単位																			
②	8時間以上9時間未満	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
		媒介費5 ( )単位																	
	③	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
(2) 認知症対応型通所介護費(2)	①	3時間以上4時間未満	媒介費1 ( )単位	×63/100	※	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき +45単位	1日につき +60単位	1日につき +75単位	1日につき +90単位	1日につき +105単位	1日につき +120単位	1日につき +135単位	1日につき +150単位	1日につき +165単位	1日につき +180単位	
			媒介費2 ( )単位																
			媒介費3 ( )単位																
			媒介費4 ( )単位																
			媒介費5 ( )単位																
		4時間以上5時間未満	媒介費1 ( )単位																
			媒介費2 ( )単位																
			媒介費3 ( )単位																
			媒介費4 ( )単位																
			媒介費5 ( )単位																
		5時間以上6時間未満	媒介費1 ( )単位																
			媒介費2 ( )単位																
			媒介費3 ( )単位																
			媒介費4 ( )単位																
			媒介費5 ( )単位																
	6時間以上7時間未満	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
		媒介費5 ( )単位																	
	7時間以上8時間未満	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
媒介費5 ( )単位																			
②	8時間以上9時間未満	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	
		媒介費5 ( )単位																	
	③	媒介費1 ( )単位																	
		媒介費2 ( )単位																	
		媒介費3 ( )単位																	
		媒介費4 ( )単位																	

① 7時間未満 ② 7時間以上8時間未満 ③ 8時間以上9時間未満 ④ 9時間以上10時間未満	① 介護職員処遇改善加算(1) ② 介護職員処遇改善加算(2) ③ 介護職員処遇改善加算(3) ④ 介護職員処遇改善加算(4) ⑤ 介護職員処遇改善加算(5)	① 介護職員処遇改善加算(1) ② 介護職員処遇改善加算(2) ③ 介護職員処遇改善加算(3) ④ 介護職員処遇改善加算(4) ⑤ 介護職員処遇改善加算(5)	① 介護職員処遇改善加算(1) ② 介護職員処遇改善加算(2) ③ 介護職員処遇改善加算(3) ④ 介護職員処遇改善加算(4) ⑤ 介護職員処遇改善加算(5)
--	---	---	---

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,364 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 ( 15,232 単位)				
		要介護3 ( 22,157 単位)				
		要介護4 ( 24,454 単位)				
		要介護5 ( 26,864 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,338 単位)				
		要介護2 ( 13,724 単位)				
		要介護3 ( 19,963 単位)				
		要介護4 ( 22,033 単位)				
		要介護5 ( 24,296 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 567 単位)					
	要介護2 ( 634 単位)					
	要介護3 ( 703 単位)					
	要介護4 ( 770 単位)					
	要介護5 ( 835 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)			
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)			
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)			
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 「(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)				
		(1月につき 500単位を加算)				
		(1月につき 350単位を加算)				
		(1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合 「(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)				
		(1日につき 16単位を加算)				
		(1日につき 12単位を加算)				
		(1日につき 12単位を加算)				
フ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)				注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)				
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (761 単位)	×97/100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
		要介護2 (797 単位)									1日につき +50単位	
		要介護3 (829 単位)										1日につき +25単位
		要介護4 (837 単位)										
		要介護5 (854 単位)										
	要介護1 (749 単位)	1日につき +50単位										
	要介護2 (784 単位)										1日につき +25単位	
	要介護3 (808 単位)											
	要介護4 (824 単位)											
	要介護5 (840 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (789 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -85単位 -75単位 -78単位 -81単位 -82単位 -84単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位(7日間を限度)	1日につき +120単位		
		要介護2 (825 単位)										
		要介護3 (849 単位)										
		要介護4 (865 単位)										
		要介護5 (882 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (777 単位)									1日につき +50単位	
		要介護2 (813 単位)										1日につき +25単位
		要介護3 (837 単位)										
		要介護4 (853 単位)										
		要介護5 (869 単位)										
注 入院時費用			利用者が必要又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)											
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)											
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)												
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)											
ヤ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)											

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 939 単位)	×70/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算								
	要介護2 ( 601 単位)												→54単位	1月につき +200単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)
	要介護3 ( 670 単位)												-60単位	※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +36単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)
	要介護4 ( 734 単位)												-67単位							
	要介護5 ( 802 単位)												-73単位							
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 ( 939 単位)	×70/100																		
	要介護2 ( 601 単位)												1月につき +10単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位					
	要介護3 ( 670 単位)																			
	要介護4 ( 734 単位)																			
	要介護5 ( 802 単位)																			
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)																				
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)																			
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)																			
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)																			
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																			
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																			
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																			
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																			
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)																			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)																			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																			
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)																			

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



8 複合型サービス費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合又は	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護事業(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 12,401 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 ( 17,352 単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 ( 24,392 単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 ( 27,665 単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 ( 31,293 単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 11,173 単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 ( 15,634 単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 ( 21,977 単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 ( 24,926 単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 ( 28,195 単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 568 単位)									
	要介護2 ( 635 単位)									
	要介護3 ( 703 単位)									
	要介護4 ( 770 単位)									
	要介護5 ( 836 単位)									
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)								
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)								
ホ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)									
ヘ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ト 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)									
チ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 574単位を加算)									
リ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)								
	(2) 特別管理加算(Ⅱ)	(1月につき 250単位を加算)								
ス ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000単位を加算)									
ル 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 3,000単位を加算)								
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 2,500単位を加算)								
ヲ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)									
フ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)									
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 500単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合									
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 16単位を加算)								
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)									
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)									
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)×90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)×80/100)								
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)								

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

注 「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(イ) (旧準拠型)	(一) 3時間以上 4時間未満	要支援1 ( 471 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100
		要支援2 ( 523 単位)															
	(二) 4時間以上 5時間未満	要支援1 ( 456 単位)															
		要支援2 ( 548 単位)															
	(三) 5時間以上 6時間未満	要支援1 ( 738 単位)															
		要支援2 ( 824 単位)															
	(四) 6時間以上 7時間未満	要支援1 ( 757 単位)															
		要支援2 ( 848 単位)															
	(五) 7時間以上 8時間未満	要支援1 ( 859 単位)															
		要支援2 ( 958 単位)															
	(六) 8時間以上 9時間未満	要支援1 ( 881 単位)															
		要支援2 ( 989 単位)															
(2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(イ) (旧準拠型)	(一) 3時間以上 4時間未満	要支援1 ( 427 単位)	×63/100	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100
		要支援2 ( 478 単位)															
	(二) 4時間以上 5時間未満	要支援1 ( 413 単位)															
		要支援2 ( 456 単位)															
	(三) 5時間以上 6時間未満	要支援1 ( 664 単位)															
		要支援2 ( 742 単位)															
	(四) 6時間以上 7時間未満	要支援1 ( 681 単位)															
		要支援2 ( 758 単位)															
	(五) 7時間以上 8時間未満	要支援1 ( 789 単位)															
		要支援2 ( 869 単位)															
	(六) 8時間以上 9時間未満	要支援1 ( 794 単位)															
		要支援2 ( 899 単位)															
(3) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(イ) (旧準拠型)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 ( 218 単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100
		要支援2 ( 259 単位)															
	(2) 4時間以上5時間未満	要支援1 ( 253 単位)															
		要支援2 ( 273 単位)															
	(3) 5時間以上6時間未満	要支援1 ( 411 単位)															
		要支援2 ( 434 単位)															
	(4) 6時間以上7時間未満	要支援1 ( 423 単位)															
		要支援2 ( 443 単位)															
	(5) 7時間以上8時間未満	要支援1 ( 483 単位)															
		要支援2 ( 519 単位)															
	(6) 8時間以上9時間未満	要支援1 ( 498 単位)															
		要支援2 ( 528 単位)															
(1) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、18単位を計算 (2) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、12単位を計算 (3) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、6単位を計算																	
(1) 介護職員処遇改善加算(V) (1)月につき、+所定単位数×104/1000 (2) 介護職員処遇改善加算(V) (1)月につき、+所定単位数×26/1000 (3) 介護職員処遇改善加算(V) (1)月につき、+所定単位数×42/1000 (4) 介護職員処遇改善加算(V) (1)月につき、+所定単位数×90/1000 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1)月につき、+所定単位数×90/1000																	
(1) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×31/1000 (2) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×24/1000																	
(1) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×104/1000 (2) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×26/1000 (3) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×42/1000 (4) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×90/1000 (5) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×90/1000																	
(1) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×104/1000 (2) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×26/1000 (3) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×42/1000 (4) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×90/1000 (5) サービス提供体制強化加算(T) (1)月につき、+所定単位数×90/1000																	

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 ( 3,418 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 ( 6,908 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,080 単位)			
		要支援2 ( 6,224 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 421 単位)			
		要支援2 ( 526 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)		
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)		
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1月につき 640単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 500単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 350単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1月につき 350単位を加算)		
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 21単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 16単位を加算)		
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 12単位を加算)			
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 12単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)		
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)		
		：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 757 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	夜間支援体制加算(Ⅰ)	1日につき+50単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 745 単位)					夜間支援体制加算(Ⅱ)	1日につき+25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 785 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	1日につき+50単位	1日につき+25単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 773 単位)					1日につき+25単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)								
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。